

魚沼市産材活用製品制作事業

補助金について

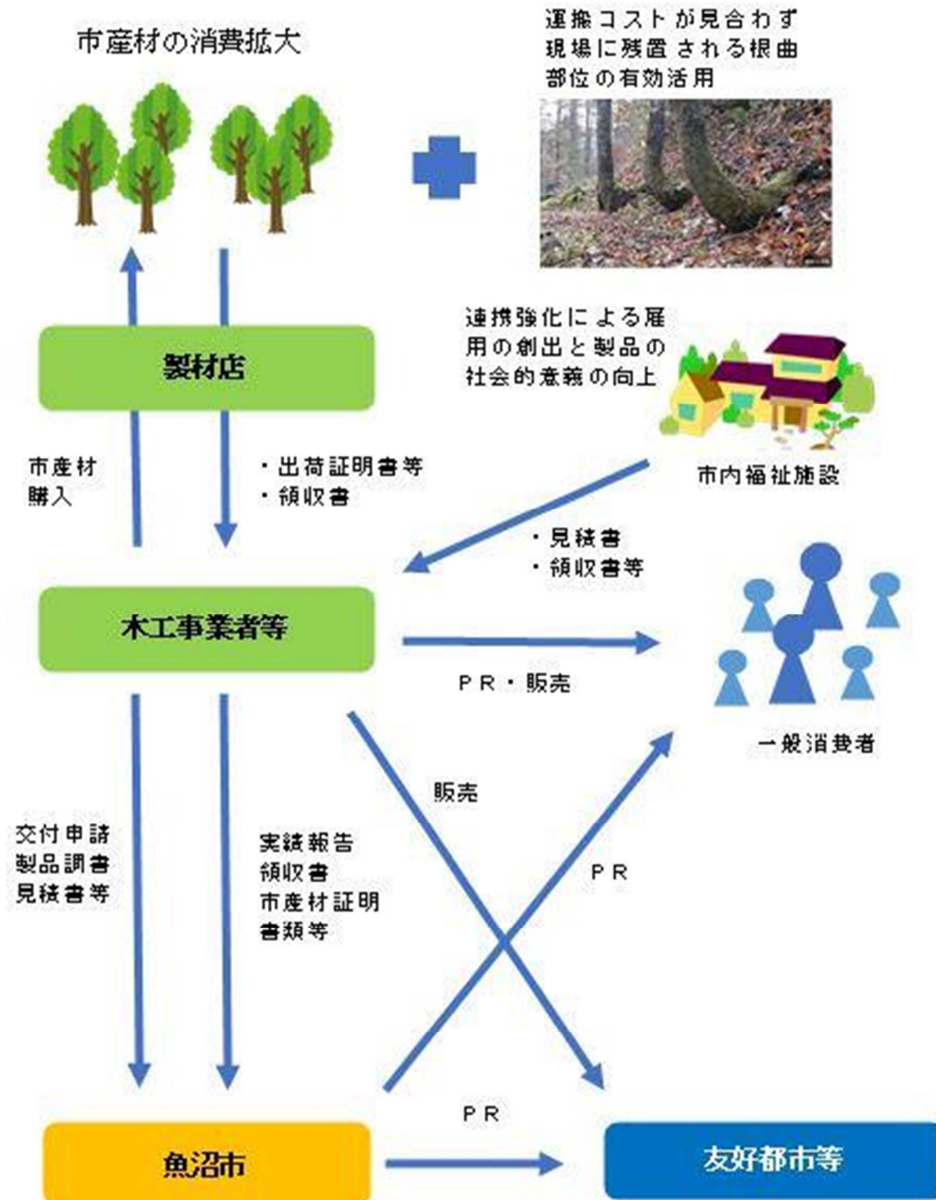
令和8年4月

魚沼市産業経済部農林整備課

○補助金の概要

1. 趣旨	魚沼市産材（ブナ・杉等）の製品開発やテストマーケティングを行う事業者を支援を通じ、市産材の消費拡大を図るもの。併せて、市産材の根曲部位の有効活用を進めると共に、林業と福祉が連携した製品開発を推進するもの。													
2. 申請期間	令和8年4月10日 から令和9年1月29日申請分まで ※予算がなくなり次第終了 ※令和9年2月26日までに実績報告書を提出できるものであること													
3. 補助対象者	魚沼市産材を活用した新規の製品開発やテストマーケティングを行う木工事業者等													
4. 補助内容	<table border="1" data-bbox="384 730 1437 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 730 576 846">区分</th> <th data-bbox="576 730 911 846">市産材経費補助</th> <th data-bbox="911 730 1201 846">根曲材活用加算金</th> <th data-bbox="1201 730 1437 846">林福連携加算金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 846 576 992">市内事業者</td> <td data-bbox="576 846 911 992">市産材購入に係る経費 1製品100,000円上限</td> <td data-bbox="911 846 1201 1151" rowspan="2">市産材の根曲部位を 製品に使用する場合 1製品につき 80,000円を加算</td> <td data-bbox="1201 846 1437 1151" rowspan="2">製品の制作工程 に市内福祉施設 を入れた場合 1製品につき 80,000円を加算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 992 576 1151">市外事業者</td> <td data-bbox="576 992 911 1151">市産材購入に係る経費 1製品80,000円上限</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="384 1167 1437 1294">※当該年度に1事業者3製品を上限とします。 ※3製品以内の申請であっても、製品のデザインや形状等が微差のものは1製品とはなりません。</p>				区分	市産材経費補助	根曲材活用加算金	林福連携加算金	市内事業者	市産材購入に係る経費 1製品100,000円上限	市産材の根曲部位を 製品に使用する場合 1製品につき 80,000円を加算	製品の制作工程 に市内福祉施設 を入れた場合 1製品につき 80,000円を加算	市外事業者	市産材購入に係る経費 1製品80,000円上限
区分	市産材経費補助	根曲材活用加算金	林福連携加算金											
市内事業者	市産材購入に係る経費 1製品100,000円上限	市産材の根曲部位を 製品に使用する場合 1製品につき 80,000円を加算	製品の制作工程 に市内福祉施設 を入れた場合 1製品につき 80,000円を加算											
市外事業者	市産材購入に係る経費 1製品80,000円上限													
5. 交付条件	<p data-bbox="384 1357 1437 1440">①本補助金を通じて開発した製品は、市販化することを前提とし、受注があった場合には、確実に納品を行うこと。</p> <p data-bbox="384 1451 1437 1487">（補助金実績報告後の3年間については、補助対象製品販売調書を提出すること）</p> <p data-bbox="384 1498 1437 1581">②本補助金を通じて開発した製品のデザインや仕様等については、魚沼市産材以外での製品制作に使用しないこと。</p> <p data-bbox="384 1592 1437 1675">③開発した製品をPR・販売する際は、魚沼市産材であることを明記すること。 （「snow beech」「魚沼杉」認証マーク等）</p> <p data-bbox="384 1686 1437 1722">④他の補助金等を受託していないこと。</p> <p data-bbox="384 1733 1437 1769">⑤既存の製品で申請をしないこと。（ただし、他地区材からの変更は可とする）</p> <p data-bbox="384 1780 1437 1816">⑥補助金交付後の3年間については、補助対象製品販売調書を提出すること。</p> <p data-bbox="384 1827 1437 1863">※交付申請時に、上記条件の承諾した宣誓書も提出するものとする。</p>													

6. 事業フロー



7. 申請書類

【補助金申請時】

- ①補助金等交付申請書
- ②製品開発調書
添付書類
 - ・市産材購入先の見積書
(林福連携製品の場合)
 - ・市内福祉施設の見積書
- ③宣誓書

※注意：補助金交付決定前の事業実施は行わないようご注意ください。

【補助事業の内容に変更が生じた場合】

- ①補助金等変更（廃止）申請書

	<p>②製品開発調書（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市産材購入先の見積書（変更分） （林福連携製品の場合） ・市内福祉施設の見積書（変更分） <p>※補助金対象経費の2割以内の変更の場合は、上記書類の提出は不要です。</p> <p>【補助金実績報告時】</p> <p>①補助金実績報告書</p> <p>②製品開発完了調書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市産材購入先の領収書 （林福連携製品の場合） ・市内福祉施設の領収書 <p>③市産材購入の領収書</p> <p>④製品が魚沼市産材であることを証明する書類コピー</p> <p>※出荷証明書・市産材産地証明書・伐採造林届書等を添付</p>
<p>8. 申請先 （お問合わせ先）</p>	<p>【魚沼市産業経済部農林整備課】</p> <p>○所在地 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地</p> <p>○TEL 025-793-7740</p> <p>○FAX 025-793-1016</p> <p>○メール nourin@city.uonuma.lg.jp</p> <p>※上記にメールをいただければ、補助金申請に係る電子データを送付いたします。</p>

よくある質問（FAQ）

<p>Q：補助対象経費において、製品A、B、Cの3点の開発を予定しており、製品Bの開発については、他の補助金を受託している。この場合、補助対象経費はどうか。</p>	<p>A：他の補助金を受託していない、製品A・Cの市産材購入経費等が対象となります。</p>
<p>Q：製品開発やテストマーケティングに係る市産材購入費が補助対象になるところだが、製作する個数に基準はあるのか。</p>	<p>A：補助申請者（木工事業者等）の判断となります。製品開発やテストマーケティングに必要な個数で申請いただけます。 （補助対象の木材購入費の上限はあり） ただし実績報告にて、実際に作成したのか、写真を添付していただく必要があります。</p>
<p>Q：根曲部位を自分で伐採・運搬して製品にする場合は、こういった補助金が受けれるのか。</p>	<p>A：市産材の購入経費が対象となるため、伐採造林届書等で根曲部位の伐採を確認したなかで、根曲材活用加算金のみが補助されます。</p>
<p>Q：根曲材活用加算金について、根曲部位の定義はあるのか。</p>	<p>A：個々の樹木の状態もあるため、一律での定義は行いませんが、製品開発調書等で根曲部位の特性が活かされた製品となっているか（木材部分だけが抽出されていないか）確認させていただきます。</p>
<p>Q：実績報告の際に添付する製品開発調書（実績）について、制作製品の個数が多すぎて、完成写真に収まりきらない場合はどうすればいいですか。</p>	<p>A：複数枚となっても構いませんので、撮影して添付していただきますようお願いいたします。</p>
<p>Q：保安林の木材を活用する場合は、実績報告の伐採を証明する書類は、こういったものを添付するば良いのか。</p>	<p>A：保安林間伐届出通知書など、伐採造林届出書等に準ずる書類を添付してください。</p>
<p>Q：交付条件⑤の「既存の製品で申請をしないこと。（ただし、他地区材からの変更は可とする）」という解釈は、既設の製品でも魚沼市産材を使用すれば良いとのことか。</p>	<p>A：「魚沼市産材を活用した初めての製品を開発する」という解釈で、補助金交付条件に該当します。ただし、交付条件②に「本補助金を通じて開発した製品のデザインや仕様等については、魚沼市産材以外での製品制作に使用しないこと。」とあるため、補助金交付後に当該製品を他地区材に戻さないことが条件となります。</p>
<p>Q：製品開発調書の補助金内訳の市産材購入費については、税込み金額か税抜き金額のいずれかを記載すれば良いか。</p>	<p>A：市産材購入費は、消費税抜きの購入費若しくは10万円の少ない方を記載ください。また、交付申請時や実績報告時に提出いただく見積書や領収書も、税抜き金額が分かるものを添付ください。</p>

<p>Q：他社に卸している市産材の部品については対象となるか。</p> <p>例：時計の枠や包丁の鞘など</p>	<p>A：補助申請者が「最終的に開発した製品の主たる販売者」であれば対象となります。</p>
<p>Q：魚沼市産材を購入するのは、製材店のみか。</p>	<p>A：実績報告では、魚沼市産材であることを証明する書類（出荷証明書・市産材産地証明書・伐採造林届書等）を添付いただきます。間違いなく市産材の取り扱いが担保できるのであれば、購入先は製材店に限りません。</p>